

## 第1回 高野台留守家庭児童育成室 運營業務委託説明会 要旨

令和元年9月13日(金)  
高野台留守家庭児童育成室

【出席者】 木戸 地域教育部部長、落 地域教育部次長  
林 放課後子ども育成課課長、岡本 地域教育部参事、藤井 同主  
幹、山下 同主査

### 【吹田市より配付資料の説明】

(保護者)

業務委託の必要性ということで、人員不足ために委託を進めるということだったと思いますが、なぜ、業務委託を行うと人員不足が解消するのですか。

(吹田市)

吹田市全体で指導員数は100人前後で推移しています。児童数は増加していますので必要な指導員数は増えています。仮に20人足りなければ、指導員が足りない分の待機児を出さないといけない。足りない部分を委託することで補うことができると考えています。

(保護者)

選定の対象にしたと、支援学校の子どもがいるとか指導員を厚く配置する必要があるにも関わらず、なぜ、高野台を選んだのですか。

(吹田市)

選定した理由として、部屋の確保であるとか、委託による指導員確保の効果が一定あることが考えられます。

(保護者)

人数的に妥当だということですか。

(吹田市)

はい、そう考えています。

(保護者)

千里丘北育成室から始まり、委託を進めていますが指導員が不足していますよね。それ

で改善しているのですか？

(吹田市)

当初予定していたよりも、児童数が増えていまして、仮に委託をしていないと、至る所で待機児が出ているような状態になっていたと考えています。

(保護者)

指導員の確保が市として対策ができていないということに振り返らないのですか。

(吹田市)

指導員の確保は市としては課題と思っている。採用活動については、引き続きやっています。

(保護者)

民間の事業者は指導員の確保できるのですか。

(吹田市)

指導員の確保ができる事業者に応募していただく。確保できる事業者が今も続けてやっています。

(保護者)

やまばと 手の係る子どもがいるのに。指導員の確保が市ではなるのは難しい。民間委託ではなるのは簡単なのか。

(吹田市)

民間であれば人の確保ができて、市であればできないということではないです。市で育成室の運営ができないわけではない。現に 27 育成室は今でも運営しています。ただ、36 育成室全ては難しいために、民間活力の利用として委託が始まっている。民間であれば人の確保が可能と考えているわけではなく、人の確保が可能な事業者に委託をすることです。人の確保ができて、もしくは余裕があるそういう事業者に委託をする。応募された事業者が人員の確保ができませんとおっしゃるのであれば、委託はできないということになります。

委託先の指導員の給与は、市からいくらししてくださいとは言えません。選定の際に、委託料をどう使うのか収支計画書の中で示してもらいます。その中で人件費をどれくらい使っているのかなどを判断してもらっています。市の場合は放課後の業務のため勤務時間が短くフルタイムにならないため正職での雇用ができません。委託事業者では、午前中は

保育園で勤務、午後は育成室で勤務する形の正規雇用の指導員がいます。主任指導員やメインの指導員は正規雇用であることが多く、勤務時間の違いがあるため、どちらが高いとも言えない部分があります。これまで吹田市の指導員の給与は他市に比べると高いほうだと思います。令和2年4月から国の法律が変わり、会計年度任用職員という雇用形態になります。正職の給与の仕組み準ずる形でアルバイトの給与も決めることになるので、全国的には給与の形態は似たような物になると思います。働く時間の長さで金額が変わってきます。

センター校を委託校にすることは望ましいとは思っていない。そういう意味では最優先で高野台が委託対象校に選ばれたわけではない。配慮が必要な児童が多いことは、運営する上で難しさがあるとは認識しています。他の育成室にも配慮の必要なお子さんがいらっしやらないわけではない。

(保護者)

肢体不自由は他の育成室にはいないですね。

(吹田市)

他の育成室でも肢体不自由のお子さんの受け入れをしていますし、箕面支援学校（肢体不自由児対象の学校）のお子さんも受け入れをしています。

(保護者)

受け入れできる程度ということですよ？肢体不自由でも全く歩けない子どもと、少し歩ける子どもといる。箕面支援から育成室に来れるおさんは限られますよね。

センター校は地域の肢体不自由子が行く学校ですよ。なかなかうまくいかない子を含めて箕面支援に行っていますよね。肢体不自由児だからと言って、みんな知的障害があるわけではない。

全く歩くことができなくて、知的障害がない児童が、やまばとにきました。一緒に勉強しています。箕面支援と同列に扱われたら困ります。

(吹田市)

肢体不自由は他の育成室にはいないとの、ご指摘だったの箕面支援のお子さんの例をださしてもらいました。体が不自由でかつ知的障害があるお子さんもいれば、体が不自由で、知的には問題のないお子さんもいます。それはそれぞれだと思います。

(保護者)

だから、肢体不自由児を地域で育てていきたいと思いますという学校が高野台です。そこがなぜ民間委託になる理由がわからない。

この5年間で児童数は全く変わっていないのに、来年から人数が増える理由はさっぱりわからない。このまま、この人数で行くと私たちは思っています。どこに子どもが増える余地があるのか？試算を出していますが。これ以上このあたりで、子どもはほとんど増えません。前にマンションが建ってほとんど子どもが引っ越して来なかった段階で、児童数が増えないとみんな思っています。何をもってこんな試算をしているのですか。言うってはることと、実際の数字を見た時とものすごくバラツキがある。

(吹田市)

民営化するわけではなくて、事業主体はあくまでも市としてやるということには変わりはないです。市が責任をもってやるということで、公共としてすることになります。児童推計については、小学校の担当部局がありまして、はずれかどうかはありますが、開発を見越して数字を出しています。それに基づいて試算しています。あくまでも予定の数字ではあります。

(保護者)

予定は私たち地域に住む者として差がありすぎる。向こうの団地を潰しましたが、その先の事業計画もないと聞いている。前にマンションが建つから子どもが増えて2クラスになるかとも思っても、ちっともそんなことになりませんし、住んでいる人間はそんなこと誰も思っていない。おっきいマンションが建って児童がパーンって増える地域とは全く違う。

(吹田市)

あくまでも推計は予定なので外れる場合もあります。

(保護者)

そうですね。そういうギャップがある状態で民間事業者に、ここはこういう育成室ですよと言われても、保護者とギャップがある。公共で、地域でやってくださいと市が言うった学校の手を離すのか意味がわからない。

(吹田市)

民営化ではないので、全く手を放すということではないです。

(保護者)

仕様書にはケガしたときに、どうしますかというのと、市は責任を取りませんと書いていないじゃないですか。ここは事業主、ここは市と責任を分けていますよね。

(吹田市)

ケガについての責任は最終的に市になります。

(保護者)

最終的には市かもしれないが、まず何かあったときに誰が責任取りますかという、市じゃないと仕様書で見たと思う。基本的にケガがあった場合は、市でちゃんと責任を取るわけではないと書かれている。児童の事故で、事業者の責めに帰すべき事故で、市に損害が及んだ場合は事業者の責任で市ではないと書いている。

(吹田市)

責任は一義的には市になります。

(保護者)

ちゃんと責任を取ってくれるのですか。

(吹田市)

全て市の責任です。

(保護者)

ちゃんと全て市が責任をもってくれるのですか。なぜ、仕様書では責任が分かれているのですか。

(吹田市)

事業者の責めに帰すべき事故で、市に損害が及んだ場合でも市が責任を負うのですが、悪意をもってやった事故は、市から事業者に損害賠償を求めたりする場合がありますよということ。

(保護者)

ちゃんと市が責任を取ってくれるのですか？じゃ、なんで分けるのですか？私は混乱します。

(吹田市)

わかりにくかったのであれば、申し訳ないです。

(保護者)

賠償責任はやった人の責任だと思いますが。

(吹田市)

故意とか明らかな過失があった場合の話です。被害を負った児童に対して責任を持たないということではないです。

(保護者)

こうやって、ちょっとずつボタンの掛け違いじゃないけどよくわからないことがある。

(吹田市)

何度も申し上げますが、民営化するわけではなくて民間委託です。事業主体はあくまでも市としてやるということには変わりはないです。

(保護者)

人員の配置について、どういう人が人員に付くかは努力していただきとは書いているが、本当につくかはわかりませんよね。本当に支援学校で経験を積んだ人が必ず来てくれるのという保証はないのですよね。

(吹田市)

これからプロポーザルの中で、できる事業者が選ばれていくことだと思っているす。

(吹田市)

完全に嘘を付かれると、みなさんもですが、私たちも騙されたことになる。全くの嘘であれば事情にもよると思いますが、契約しないことも考えないといけない。

(保護者)

委託から直営に戻ったところは全くの嘘だったから戻ったのですよね。事前の評価って私たちはやりにくいのですよね。

(吹田市)

全くの嘘やったということはないと思う。

(保護者)

帰っちゃった話は有名じゃないですか。出席を取らないで何人も家に帰ったのは有名な話ですよね。

(吹田市)

四月の当初に児童が育成室に来ずに帰ってしまったことがあるのは聞いています。直営でも、どこでも起こっていることです。今年、高野台であったかどうかはわかりませんが、来るはずの児童が育成室に来ないことは、あるのはあります。決して良いことではあ

りませんが、それで指導員が探しに行くことはございます。

(保護者)

そのとき、指導員が子どもが帰ったことに気が付かなくて、保護者から勝手に帰ってきていると問題になったと聞いている。

(吹田市)

4月に児童が帰ったことは聞いている。常に出欠を取っていなかったというわけではないです。

(保護者)

現実にそういうことがあったから、直営に戻ったのではないですか。私たちは、そういうことが全く判断できないのに、机上の空論でここは大丈夫とかの判断をしないとイケない。それで評価しろと言われてもわからない。市のほうで決めていただくことは決めていただいて、選定するときにこれができる、これはできないを市で精査してもらいたい。

(吹田市)

選定には当初、保護者は入っていなかった。保護者から自分たち自身で選びたいとの声があり、2年前から始まった。保護者もいろいろな方がおり、保育の専門家でない方がいらっしゃるので、選定の難しさの声もあがってきました。そこから選定の基準の見直しを行っています。どこを見たらいいのか、わからずに判断を間違ってしまうとのお声もあるので、年々基準の見直しをさせてもらっています。昨年よりは、どこを見たらいいのかポイントはわかりやすくなっていると思います。

(保護者)

プレゼンが上手な人が来たら、丸め込まれるということがあるじゃないです。誰がするのかによって違う。大きなことをするときには調べたりするが、調べるすべがあるのかどうかもわからないし。保護者も業者1つ1つを調べていくことも難しい。市にどれくらい信頼を置けるは大事になってくる。なんでここを選んだかは大事です。手がかかる児童が多いのに選んだ理由がわからない。誰に聞けば答えを教えてくださいか。他の方も言いたいことがあると思うのでこれくらいにします。

(保護者)

募集要項に盛り込んできっちり説明しますとおっしゃっていましたが、育成室ごとに募集要項に特徴を組み込むのか、口頭で説明するのか、質問があったときのみ答えるのか。内容について、希望は出せるのか、出す前に確認ができるのかを聞きたい。

(吹田市)

高野台育成室については、センター校であることを募集要項に明記させてもらいたいと思っています。

(保護者)

センター校であるを書くのか、内容について確認できますか。

(吹田市)

確認というのは、保護者さん自身が見るということですか。

(保護者)

確認できないと、結局知らないとかになるのではないですか。

(吹田市)

次回に案をお示ししたいと思います。

(吹田市)

タイミングとしてあるので、決定ではないので次回に案を示すということになります。

(保護者)

案を見た後に、違うと思ったら修正は可能なのですか。

(吹田市)

日程的なものがありますので、希望は早めに教えていただければ反映はしたいと思っています。

(保護者)

現在の案には、センター校であることを募集要領に記載することは入っていなかったのですか。

(吹田市)

どちらかという募集要領の案は、これが案だと確定して作りあげているわけではなく、他の説明会も含めて、こういう場での保護者の皆さんの意見を広く聞き検討させてもらおうと考えていますので、そういった意味でもこの場や次の機会でもみなさんの声を聴いて反映できるものは取り入れて修正したいと思っています。センター校であることは記載を予定していましたが、今、ご質問はありました、年度ごとの肢体不自由児の人数とかまでは考えてはいなかった。



(保護者)

人数を出してほしかったのではなく、どういう風に、どれくらい配慮が必要な児童がいてとそういうことを本当に考えてうえで、応募してもらうためには、ちゃんと説明してもらいたい。

(吹田市)

応募事業者には書類で申請だけではなく、現場を見学してから応募してもらうことになっています。募集要領に書けなかったことは、市も現場に立ち会いますので、盛り込めないことなどは伝えていきたいと思います。要望は、この場ですぐとか難しいものはまとめたものをいただければと思っています。

(保護者)

見学の時に、直接業者に話を聞かせてもらうこともできるのですか。

(吹田市)

日程の都合もありますので、日程が決まればお伝えしたいと思います。

(保護者)

指導員の欠員解消のため民間委託するとのことですが、なぜ指導員を採用できないのか。どういう改善をしているのか。指導員の配置で実務経験を2年以上となっているが、2年以上の人と、経験ない人ということもあり得るのですよね。なぜ、2年にしたのか。今までの委託先の指導員経験はどれくらいです。

3年後やめるとなった場合は、同じように事業者を選ぶのか。3年と決まっているのに、途中でやめるとかはあるのか。そうなったら、原因とか調べると思うのですが、子どもにとって、ころころ変わるのはいくはないと思います。

(吹田市)

おっしゃっているように、コロコロ変わるのはいくはないと考えて3年とさせてもらっています。仮に、法人も指導員さんも良い方で継続をすべきとなった場合は、同じ法人にお願いしています。その場合は契約期間5年としています。最初から5年としていないのは、どんな法人かわからないため、ダメだった場合の見直しする区切りのために当初は3年としています。

これまで委託先とする指導員の配置国の基準を用いて、実務経験は定めていませんでした。市の指導員にも実務経験は求めてはいないでし、新卒の方もいらっしゃいます。全く経験がないと困るとの声がありますので、2年と実務経験を定めてさせてもらった。実際に、2年の実務経験だけでは現実的に運営は難しいと思います。仕様書に定めていない以

上は絶対ではないとなってしまいます。選定でできる事業者を選んでいくことになると考えています。

(保護者)

2年にした理由は？

(吹田市)

放課後児童支援員の資格は、保育士や教員免許を持っていない指導員が2年の経験をもって取得可能にしているため、一定の知識と経験が養える期間と考えています。当然、2年で全てできるようになるとは思っていません。ただ、何年でできるようになるのかと考えると、人によって大きくことなる。主任は5年と定めることも考えましたが逆に5年で十分と思われてしまうとの声もありました。そのため、年数を定めずにいます。

担任の指導員が2年経験あって、主任の指導員の経験が全くないだと現実的には成立しないです。通常、それ以上の経験がないと束ねられないと考えています。

プレゼンの上手い下手で評価が決まってしまうことは確かにあると思います。プレゼンの上手さは正直、大きな企業がされるほうが慣れているし上手です。これまでの体験でいうと、地域の保育園をされている法人さんは、予定している主任がプレゼンにいらっしやることがあります。プレゼンは上手ではないかもしれませんが、保育に対する思いや、どんなことをしてくれるのかが具体的に伝わるので高い評価を受けていると思います。

実際にある事業者で、主任のキャリアが1番浅かった法人は、1番若い主任で20代後半だったと思います。幼稚園での担任勤務3年と、その後、放課後児童クラブでの勤務経験がある方でした。

(吹田市)

直営の指導員については長く働いてもらいたいと思っています。子どもを相手にするハードでもあり、やりがいもある仕事でもある。最近の若い人は仕事をすぐにやめてしまう人もいます。若い指導員には、仕事のことを1人で悩まないように、指導員からの悩みを聞いたりして、辞められないように考えています。

(保護者)

引継ぎと評価は大事だと思うが、山五は引継ぎが不十分だと聞いています。保護者も含めて引継ぎがきっちりできたかの評価をどのような形で求めればしていただけますか。

法人で肢体不自由児へ配置がどのようにされるかということで、経験年数が何年で看護師を配置しますなど。看護師を配置しますと努力しますなどの内容で選定をすることには不安がある。支援が必要な児童が多いだけに、文書上だけではなく、これまでどのようにされているのか、どのような経験があるのかを選定の中に入れていただかないと不安のま

まになる。子どもは日々変化しています。今、どんな評価も詳しくわかるようにしてもらいたい。

(吹田市)

引継ぎが十分かどうかについては、指導員からの引継ぎがあるのですが、保護者との面談をしてもらっている。

(保護者)

引継ぎの20日に含まれているのですか。

(吹田市)

重なる日もあるが、基本は引継ぎとは別に考えています。保護者の時間の都合も考えると、保育が終わった夜の時間になるので、保育時間中に引継ぎをした日に面談を行うことはあります。面談日を数日設けて、保護者からも直接お話を伺うことにしています。配慮が必要な児童は時間を長く設定しています。

引継ぎの評価を保護者がされるのであれば、直接見ていただく必要があると思います。面談で確認していただくことと、点検に来る我々も当然チェックしますし、伝える側の指導員からどこまでできているのか、確認していきたいと思っています。

(保護者)

保護者が何も言わなければ、そのまま流れていくと考えていいですか。市から保護者に確認をする何かはないのですか。

(吹田市)

何か直接聞くとかはいいのですが、面談の際にも我々も立ち会いますので、直接不満を市の職員におっしゃっていただくことはできます。

(吹田市)

直営の指導員から引継ぎがどこまで進んでいるのか、何が足りないかを聞きながら、足りないものを引き継いでいくこととなります。

(保護者)

紙面上の児童の様子と実際に見た児童の様子は全然違うと思う。そこのあたりは、保護者のほうから伝えてもらわないといけないということですね。

(吹田市)

お手数かもしれないですが、お迎えの際には保護者の目からも気になる点を指摘していただいて、市の職員または指導員に言っていただけるとありがたいです。

(保護者)

保育内容で、職員の巡回で点検やアンケートとかの内容を具体的に教えてもらいたい。

(吹田市)

巡回による履行確認は、当初と1年目、2年目と違います。4月当初は毎日のように行きます。順調であれば、回数を減らしていくことにはなります。

アンケートも1年目は年3回、2年目以降は2回、契約更新後年1回になります。5段階評価で、ホームページ上の集計をできしだい公表しています。過去の分はホームページで見ることができます。

(保護者)

山五を受けて、評価をする項目は変わっているのですか。 履行確認の基準を高めたのですか。

(吹田市)

巡回の頻度をあげたとか、選定の内容を変えました。我々がでてしていると判断をしたが、保護者がダメと判断したわけではありませんので、評価については適切にできていたと考えています。改善依頼をしたが実現しなかったため、解除になったと考えています。巡回点検でダメな点を見抜いたと考えています。履行確認そのものは適切にできたていたと考えています。

(吹田市)

会場の時間の都合もごさいますので、ここで終わらせていただきます。本日は遅くまでどうもありがとうございました。